
出席議員（18名）

1番	平間 奈緒美	君	2番	佐々木 裕子	君
3番	佐久間 光洋	君	4番	高橋 たい子	君
5番	安部 俊三	君	6番	佐々木 守	君
7番	広沢 真	君	8番	有賀 光子	君
9番	水戸 義裕	君	10番	森 淑子	君
11番	大坂 三男	君	12番	舟山 彰	君
13番	佐藤 輝雄	君	14番	星 吉郎	君
15番	加藤 克明	君	16番	大沼 惇義	君
17番	白内 恵美子	君	18番	我妻 弘国	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口 茂	君
会計管理者	小林 功	君
総務課長	村上 正広	君
まちづくり政策課長	大場 勝郎	君
財政課長	水戸 敏見	君
税務課長	永井 裕	君
町民環境課長	吾妻 良信	君
健康推進課長	大宮 正博	君
福祉課長	平間 忠一	君
子ども家庭課長	笠松 洋二	君
農政課長併 農業委員会事務局長	加藤 嘉昭	君
商工観光課長	菅野 敏明	君

都市建設課長	大久保 政 一 君
上下水道課長	加 藤 克 之 君
槻木事務所長	高 橋 礼 子 君
危機管理監	佐 藤 富 男 君
地域再生対策監	長谷川 敏 君
税収納対策監	武 山 昭 彦 君
公共施設管理監	小 野 宏 一 君

教育委員会部局

教 育 長	阿 部 次 男 君
教育総務課長	小 池 洋 一 君
生涯学習課長	丹 野 信 夫 君

その他の部局

代表監査委員	中 山 政 喜 君
--------	-----------

事務局職員出席者

議会事務局長	松 崎 守
主 査	太 田 健 博

議 事 日 程 (第7号)

平成22年9月16日(木曜日) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 認定第 1号 平成21年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 2号 平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 3号 平成21年度柴田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 4号 平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 5号 平成21年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 6号 平成21年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

いて

- 第 8 認定第 7号 平成21年度柴田町水道事業会計決算の認定について
 - 第 9 議案第15号 平成22年度（仮称）柴田町観光物産交流館新築工事（建築工事）請負契約について
 - 第10 議案第16号 柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例
 - 第11 議案第17号 柴田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
 - 第12 議発第 1号 柴田町議会会議規則の一部を改正する規則
 - 第13 意見書案第1号 保育制度改革に関する意見書
 - 第14 陳情第 1号 現行保育制度を堅持し、拡充を求める意見書の提出を求める陳情
 - 第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（我妻弘国君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等、監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（我妻弘国君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において11番大坂三男君、12番舟山 彰君を指名いたします。

日程第2 認定第 1号 平成21年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第 2号 平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第 3号 平成21年度柴田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第 4号 平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第 5号 平成21年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第 6号 平成21年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 認定第 7号 平成21年度柴田町水道事業会計決算の認定について

○議長（我妻弘国君） 日程第2、認定第1号平成21年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第3、認定第2号平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第3号平成21年度柴田町老人保健特別会計歳入歳出決算の

認定について、日程第5、認定第4号平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第5号平成21年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第6号平成21年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第7号平成21年度柴田町水道事業会計決算の認定について、以上7件を一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号までは、決算審査特別委員会に審査を付託しておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。水戸義裕委員長、登壇を許します。

〔決算審査特別委員会委員長 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（水戸義裕君） 決算審査特別委員会の報告をいたします。

去る9月10日の本会議において、決算審査特別委員会に審査を付託されました認定第1号平成21年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号平成21年度柴田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号平成21年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号平成21年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号平成21年度柴田町水道事業会計決算の認定についての7件については、9月10日委員会を開き、13日、14日、15日の3日間にわたり関係担当者の説明を聴取して、慎重に審査を行いました。

審査の結果、認定第1号から認定第7号までの平成21年度柴田町各種会計決算7件は、いずれもこれを認定すべきものと決定いたしました。

なお、少数意見の留保はございません。

以上、報告いたします。決算審査特別委員会委員長、水戸義裕。

○議長（我妻弘国君） これより認定第1号から認定第7号までの審査結果について質疑に入ることになりますが、質疑は議会運営基準により省略いたします。

○議長（我妻弘国君） これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 7番広沢 真です。

私は、21年度一般会計決算の認定に反対の立場で意見を述べさせていただきます。

皆さん、入るを図って出ざるを制すという言葉で言うのは簡単ですが、いざ実行に移すと

なると大変な困難を伴います。ここ数年間、柴田町は財政再建に取り組み、町民にも痛みを耐えてもらってきました。その中で、財政規律を守りながら借金返済のめどをつけて、急がれた待機事業に取り組めるようになったことは、大いに評価に値することと考えています。

国の有利な補助金、交付金の制度を使って、町財政の負担を少なく事業に取り組めるようにする財政テクニックも必要なものであります。平成21年度は、特にその手法を使って行う事業がふえています。船岡中学校校舎の耐震化工事、体育館の改築などを初めとして、多くの工事が目白押しであります。長年の町民の要求にこたえることは、町として重要な役割であり、また取り組めることは大きな喜びでもあります。

しかしながら、私たちを取り巻く経済状況はいまだに厳しさを脱しておらず、税収もふえていません。町財政の体力が上がったわけではありません。年間予算を組むのにも、先行きに不安の残る制度である臨時財政対策債を使わなければ組めない状態でもあります。いわばスポーツ選手で問題のあるドーピングを公に認められながら続けている、そんなような状態ではないかと考えています。これは柴田町だけのことではなく、不交付団体を除くほとんどの自治体が同じような状態であります。

私たちは、いわゆるバブル経済の崩壊した後、全国の自治体が国策に翻弄され、財政が悪化した経験と記憶を持っています。経済対策のため積極的に公共事業に取り組むことが推奨され、財源を保証するとして国の約束を信じて事業展開を行い、その結果、夕張を初めとした多くの自治体が財政を大きく悪化させました。今の日本の状態はそのときの状態に酷似していると私は考えます。国の財政は、法人税収入で本来入らなければならない税収に大穴をあけ、その後も根本の解決に取り組む姿勢には立っていません。また、消費税の増税で財源を賄おうとすることが絶えず言われていますが、消費税増税では景気を冷え込ませる悪循環に陥ることは確実であります。1年先の方向も不透明で、予測のつかないものになりかねない状態があり、今有利に使われている補助金、交付金が維持される保証も残念ながらないと言わざるを得ません。

そのような状況下では、町財政にも慎重さが求められると考えます。町が、町民が求める事業を抑制するときには事業を進めることを求め、また、多くの事業に取り組む必要があるときには慎重さを求めるチェック機能というのは、議会にとって大変重要な役割の一つであると考えます。21年度決算は国策に翻弄されたかつての痛切な経験に学び、慎重な財政運営が必要であることを示しているのではないかと考えています。同僚議員の皆さん、私は警鐘を鳴らすためにも、平成21年度決算一般会計の認定に対して反対の意見を表明いたします。

どうかよろしくお願いいいたします。

○議長（我妻弘国君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。2番佐々木裕子さん。

○2番（佐々木裕子君） 2番佐々木裕子です。

ただいま議題となりました認定第1号の認定につきまして賛成の立場から討論いたします。

平成21年度柴田町一般会計歳入歳出決算については、町長の提案理由、会計管理者の詳細な報告を伺い、さらに代表監査委員から正確に実行されたとの報告がなされました。本会議で総括質疑がされ、決算審査特別委員会においても審議を行い、慎重に審査したところ、平成21年度予算は予定どおり執行されておりました。

平成21年度は町民税が、経済状況悪化の影響もあり、前年度から4.5%の減額、地方交付税も3.8%の減額となりました。町の財源は窮屈なものとなりましたが、地域活性化の交付金事業など、小学校の老朽化した危険施設の整備が図られ、学校の耐震化にも着手できたことは、町民が安心して子育てできる環境の実現であり、柴田町の将来に向けた明るい兆しに違いないと確信しております。

財政健全化の指標においても基準以下であり、さらに年々指標数値が改善されていることは、本町の将来に向けた不安を払拭するものとなっております。さらに、財政調整基金の取り崩しを最低限に抑え、新たな基金の増設を図り、次年度に向けた財源の確保ができたことは、まさに評価できる材料と言えます。

今後とも子育て支援策の強化、健康・福祉施策の向上、生活インフラの整備など待機事業が山積しておりますが、財政の健全化を図りながら、町民が安心して暮らせるまちづくりに努力されることを期待いたします。

以上の趣旨から、平成21年度柴田町一般会計歳入歳出決算について適正に執行されたものと認めるものであります。同僚議員の賛同をお願いし、賛成討論といたします。よろしくお願いいいたします。

○議長（我妻弘国君） ほかに討論ありませんか。（「なし」の声あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。採決は会計ごとに行います。

認定第1号平成21年度柴田町一般会計歳入歳出決算の認定について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立

を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は認定されました。

認定第2号平成21年度柴田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は認定されました。

認定第3号平成21年度柴田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は認定されました。

認定第4号平成21年度柴田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は認定されました。

認定第5号平成21年度柴田町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は認定されました。

認定第6号平成21年度柴田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は認定されました。

認定第7号平成21年度柴田町水道事業会計決算の認定について採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は認定されました。

日程第9 議案第15号 平成22年度（仮称）柴田町観光物産交流館新築工事（建築工事）請負契約について

○議長（我妻弘国君） 日程第9、議案第15号平成22年度柴田町（仮称）柴田町観光物産交流館新築工事（建築工事）請負契約についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました、議案第15号平成22年度（仮称）柴田町観光物産交流館新築工事（建築工事）請負契約についての提案理由を申し上げます。

この工事は、船岡城址公園のシンボル施設として、（仮称）柴田町観光物産交流館を建設するものでございます。8月25日に入札公告を行い、9月9日入札執行いたしましたので、今回追加議案として提案するものであります。

本工事は、建築、電気、機械設備工事に分離発注するもので、本建築工事が承認されましたら、その後に電気及び機械設備工事を発注する予定となっております。

入札参加者は、株式会社サカモト、株式会社四保工務店、株式会社松浦組の3者でありました。

入札を執行した結果、株式会社松浦組と5,994万9,750円で工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 補足説明を申し上げます。

まず、議案書1ページお開きください。

平成22年度、仮称になります、柴田町観光物産交流館新築工事、建築工事です、請負契約について。

1、契約の目的。これは本建築工事になります。

2、契約の方法。制限付一般競争入札による契約。

3、契約の金額。消費税を含む金額ですが、5,994万9,750円です。

契約の相手方。柴田町船岡中央三丁目1番5号。株式会社松浦組。

上程内容は以上のとおりです。

契約に至る入札等の状況について説明いたします。

別冊になります工事請負契約案件資料、2ページをお開きください。

本案件は制限付一般競争入札としました。制限は、柴田町に本社、支社を有する事業者としました。

9月9日入札会を行い、3者の応札がありました。

予定価格は5,764万1,000円、これは消費税を含まない設定となります。最低価格は5,003万7,000円。決算及び会計令85条の規定による設定です。

入札の結果、1回目で落札となりました。落札金額は5,709万5,000円。落札者は株式会社松浦組です。

9月10日仮契約を行っております。

工期は、議決日から23年3月10日まで。

前金払いは40%相当、2,397万9,000円としています。

以上が入札契約にかかわる説明となります。

○議長（我妻弘国君） 同じく補足説明。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） それでは、議案第15号平成22年度（仮称）柴田町観光物産交流館新築工事（建築工事）の関係資料についてご説明を申し上げます。

資料のNo.1をごらんください。

今回建設する建物は、船岡城址公園の景観にマッチをさせて、自然、それから産業、人が共生する郷土への愛着と誇りを深める交流拠点として、町の観光シンボルとなる建物でございまして、このにぎわいを創出しながら建設するということを基本にさせていただきました。

材料につきましてはほぼ100%町産材を使用しており、ぬくもり感の感じられる建物として建築を行うものでございます。

お手元に配付いたしました資料の下段、資料のNo.1でございますが、完成建物のパースで、このようなイメージの建物になるというふうなことでお示しをさせていただきました。下段に工事概要を表示いたしました。

工期は平成22年9月契約日から平成23年3月10日までを予定してございます。

また、今回の工事には既存建物解体工事も含んでございます。解体する建物はランチセンター、いわゆる売店、それから資料館、倉庫の3棟でございまして、解体面積640平方メートル、坪に直しますと193.6坪というふうなことになります。

次に、新築工事の構造、規模でございますけれども、木造平屋建て。建築面積でございますが、427.62平方メートル、坪に直しますと129.35坪でございます。延べ床面積344.55平方メートル、坪に直しますと104.22坪になります。

そのほか諸室については、次ページのNo.2の平面図をごらんいただきたいと思います。

建物の間取りでございます。

建物の見方といたしましては、左手側が北、三の丸方向ということになります。下側が西、駐車場方向というふうにごらんください。

玄関を入りまして左側に、産直や特産品の販売と通常の売店スペースを設けさせていただいております。中央に、町の観光案内や桜を初めとする館山の四季等々の関係資料を展示させていただく展示スペース、それから、イベントギャラリースペースでございます。その右側には、住民の方々が散策、それから観光客が気軽に立ち寄れるお休み処として設けてございます。これらの三つのスペースはすべて可動式で仕切られてございまして、イベントの目的に応じまして自由に利用できるスペースを確保してございます。

また、お休み処と間仕切りで仕切られた奥のスペースでございますが、コーヒーなどが楽しめる喫茶コーナー、室内トイレ、それから管理施設といたしまして事務室、厨房、倉庫を設置してございます。

また、加えましてトイレでございますが、花見シーズンの混雑を考慮して、別棟で考えてございました。本体とは渡り廊下でつなぎまして、身障者の方々にも配慮した優しいトイレなんかも設置させていただく予定でございます。

建物の東側には、外部休憩コーナーとして展望デッキを設けてございます。

次に、No.3の資料をごらんいただきたいと思っております。

左上が北側立面図で、売店から見たものでございます。その下が南側立面図でございます。

右上でございますが、東側立面図でございます。駐車場側の方から正面玄関を見たものでございます。済みません。今、右上は西側でございます。訂正させていただきます。木材をふんだんに利用したというふうなことで、それらを引き立たせるような正面玄関の軒を高くしてございます。

その下が、東側立面図でございます。正面玄関の奥側から見たものでございます。

一番下の立面図はトイレと交流館、別個の立面図になってございます。

以上が工事の概要でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。7番広沢 真君。

○7番（広沢 真君） 工事請負契約案件資料の中の2ページの開札状況の中身なんですけど、一つは、この間、町の公共事業に余り入札に参加しなかった株式会社サカモトというのが出ていますが、今回の場合5,000万円を超える案件ですのでAランクなのかなと思っていたんですが、実績的に株式会社サカモトというのはこれまでの実績がどうだったのか。それが1点目。

それから、2点目は、落札をした松浦組の5,700万と2番目に入れている四保工務店の間で約740万ですか。それから、サカモトの間だと1,200万なんですかね。かなりの開きがあるんですが、それから予定価格との関係でいうと落札率もかなり高いんですが、そこについて数字から憶測すれば談合的なものがあったのではないかと推測もできるんですが、その点について町としてどう考えるか、伺いたいと思っております。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） まず1点目のサカモトさんが今回応札になったんですが、実はサ

カモトさんは今回からの登録になっています。実績については、民間の工事がかなりありますので、それは県の評点として今回の一般競争入札資格点数に十分入るような実績をお持ちです。

落札率を含めて今回の入札について、余り談合という言葉はどうかかわからないんですけども、それは町としては考えておりませんし、判断しておりません。多くは工事について実設計書をきちんとしたものを出しておりますので、標準設計を掛ければ6,000万規模になるというようなことは町の方でも考えておりましたが、あとは、業者いわゆる事業者としてのどのくらい経費率を落とし込めるかということで、町としては5,764万1,000円を設定いたしましたし、その中に応札できたのが松浦組さんだったというふうに結果として受けとめています。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 今回の規模の工事だと、町の業者の中でAランクの工事を請けられるのは、これまでだと松浦組と四保工務店だけということだと私は思っていたんですが、株式会社サカモトというのはどちらかというと一般住宅メーカーという、不動産と一般住宅の建築の方で仕事をされている業者さんだということふうに思っていたんですが、いわゆる公共事業、公的施設の建設など、そのほかに一般住宅以外の建築実績というのは、どのような感じで町としては捉えているのかということを知りたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 確かにどちらかというと一般住宅のベンダーさんに近かったのかなと思いますけれども、技術力は十分備えておりますし、県のいわゆる評点というのは公の工事だけではありません。その同等規模の民間工事があれば、県の評点は入ってきます。今回の制限付一般競争入札では、該当は町内で5者あるだろうということに見ていました。ただ、サカモトさんが新たに入ってきたんですが、その中で応札は3者だったということです。特に、サカモトさんに大きな問題があるのかということについては、一切考えておりません。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） 先ほどの談合云々の話についてはちょっと言葉としてはきつすぎたかなというふうに思いますが、やはり今後町内の建設企業について、例えば5,000万以上の大きな工事を請け負える業者が限定されてくるというのは、やはり今後の公共工事がふえていく中で非常に、例えば契約価格が高止まりになりやすいとかいうような弊害も生まれてくると

思うんですが、その点で今後のAランクを請け負えるような業者について、例えば今回のように株式会社サカモトのように新しく参入してくるような企業があれば、また落札の状況も変わってくるのかなというふうには思うんですが、今後のAランクを請け負えるような業者の町内での見通しというか、今町で押さえている情報などがありましたら答えていただきたいんですが。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 建築に関しては、近々サカモトさんみたく新登録が出てくるという見込みは薄いかなというふうには見ています。入札の状況について高止まりという判断があれば、もう少し制限の条項を考えなければいけないということについては、指名委員会、町の方針としても一応考えてはおります。ただ、現在のところ、いわゆる制限付については少なくとも5者該当、3者応札できる状況であれば、現在の柴田町に本社、支社の限定でいいんじゃないかというふうな判断をしております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 1点目は、今回は9月9日入札で、議会最終日にこういうことで追加議案となっているわけなんですけど、これは町の担当者も、船岡中学校の工事関係の対応に追われて、残念ながらこちらの入札の準備ぎりぎりになったというようなそんなことはなかったんでしょうか。先日までの決算委員会でも、工事関係の担当者、正直言って人数が足りないというようなことがあったと思いますので、その実情をお聞かせ願いたいと思います。

2点目は、この交流館の運営方針というものはどういうことなんでしょうか。例えば、観光物産協会に運営を委託するとか、それから、年間オープン、あけておく、営業するということなのか。どういうPRをするのかということもお聞きしたいと思います。例えば、地元産直コーナーもありますとか、あと年間を通して来ていただいても、館山公園には何がしかの花が咲いていますからおいでくださいというようなことですね。そして、例えばスロープカーというものも年中運営するのかということですね。こういう交流館をこれまで以上に活用するとすれば、例えばそのスロープカーというものも年間営業、動かすのかと。この前も平日いらした方も特別の配慮でスロープカーを動かしてもらって助かった、いや景色がよかったというのがありますけれども、やはり春の桜とか秋の菊以外のときに来た町外の方などは、できればスロープカーを動かしてほしいという要望が強いと思いますので、その絡みもどうするのかをお聞きしたいと思います。

3点目は、お休み処と外部休憩コーナー、私どもも今回初めてこういう完成予想図とか図

面をもらって見て思ったのは、今も犬の散歩なんかさせる町民の方は、この図面でいくと自動販売機があるあたりに、例えば外に小さなテーブルでもあれば休憩したりすると思うんですよね。このお休み処とか、正直言ってこの外部休憩コーナーというのは裏側、逆にいえば見晴らしのいい方にしたんでしょうけれども、これ、もう図面できて、こうやって契約するからでしょうけれども、私からすると別な配慮、そういうサービスがもっとあってもよかったのではないかと。図面を変えろとは言いませんけれども、そのくらいの今までの実情から、そういう図面というのも考えてもよかったのではないかなと。

最後なんですけど、現在の施設を利用している業者さんがいますね。その方についての補償がどうこうということを私、お聞きしましたけれども、結局こういう交流館をつくることによって、その方の来年春の営業とかというのはどういう交渉状況になっているのか、お聞きします。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 1点目。答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 1点目のなぜ追加、今の時期、9月9日に補正をお願いして、なぜこうかというふうなことなんですけれども、実は、物産交流館につきましては4月からいろいろ準備を進めてまいりました。その中で、やはり館山公園、城址公園というふうなことで、いろんな方が交流館の中でこれから集っていただきたいという観点から、公園のワーキングを組織させていただきました。これが実際は5月から6月いっぱい、延べにすると3回なんですけれども、公園の利用者、それから産直の方々だったり、物産協会の理事さん、それから市民活動の団体の方々というふうなことで、6名で結成されておりました。現実的にいろいろ話し合いをいたしまして、それを設計に反映するというふうな方法で進めてまいりました。8月1日号の広報紙の中に、そのワーキングのまとまった状況ということでそれを掲載させていただき、実は、8月31日までにいろいろ町民の方々からもご意見をいただきたいということで、例えば物産交流館の愛称なり、それから間取り等々につきましてのご意見なりというふうなことで期間を設けてまいりました。そういった中で、今回の補正ということもございましたので、決してほかの業務がどうのこうのということではなくて、そういった手続を経てきたというふうなことでこの時期になったということでご理解をお願いしたいというふうに思います。

それから、2点目の運営方針でございます。実は、旧の観光協会が売店として運用されておりました。大体250日から300日くらいの間で、18、19あたりの推移を見ますと。そういっ

たことで、観光売店の方ですね、ランチセンターの方はあいていないときも当然ございます。そういった運用状況でございました。これから運営の方針とすれば、やはりスロープカーの指定管理者でもありますし、対応のマナーということで、観光物産協会を想定してございます。今後、その中でいろいろ運営に関するものというふうなことで、打ち合わせ等々を決めてまいりたいというふうに考えてございます。

それから、PRの方法でございます。この図面でも売店等々でお示し申し上げましたけれども、産直、それも野菜、それから花卉、花類、それから、これから町の方で特産品の開発、それからブランド化ということもございますけれども、そういったものも順次提供していきたいというふうに考えてございます。加えまして、今までランチセンターですと休憩所もございました。なかなか中に入って休憩といたしますと、ランチセンターの役割がございましたので、何か頼まないとなかなか入りづらかったというふうなこともございましたので、今回はお休み処というふうな考え方で、自由にお入りになっていただいて休憩もいただけるというふうなことをさせていただきました。今後、この図面なりパースに基づきまして、広く、当然完成予想図を持ちながら、産直なんかを通じながら、ここでもできますよといったようなPRを今後進めていきたいというふうに考えております。

それから、PRということになりますと、今どこでも産直というものは主流になってきています。私どもの方は今農政課さんといろいろご協議等々いただきながら、産直を含め、それに伴ったイベント、月ごとのイベントなり、それから旬の野菜、それからタケノコなんか採れば、そういったものでそういった祭りを計画するとか、そういったものもただいま年間行事の中で考えてございます。そういったものと抱き合わせながらPRを促進したいというふうに考えてございます。

それから、スロープカーでございます。現行のスロープカーの運用につきましては、観光物産協会の方に指定管理になってございます。今後、運営方針の中でそれらも協議をしていきたいというふうに考えています。

それから、犬の散歩というふうなことでございました。実は、ワーキングの中でも、その犬の散歩の方々に上に来て、今現在いすがあって、そこで休憩しているというふうなお話でございました。公園利用者の方からもお話がありましたけれども、じゃどこにするかというふうなことになれば、これはいすを置いてというふうなことにもなるかと思っておりますけれども、これは建物ができた段階でいろいろ利用者とも意見交換をしてというふうなことでとどめてございます。外部休憩コーナーなんですけれども、これは展望デッキの延長というふう

なことで、外から船岡の市街地をごらんになっていただいたり、あとは外でおしゃべりをさせていただいたりというふうなことで、そういうふうな開放感を持たせるというふうなことで、そのような配置をさせていただきました。

それから、施設のもう一点でしたけれども、営業の件でございます。今までですとランチセンターに営業されて専従といいますか、営業されておった方がいたんですけれども、実は観光協会が今年の10月30日で解散いたしました。その解散する前に、その事業者の方々と打ち合わせをさせていただいて、新しい観光交流館の中での営業はしないと。それで、実は図面の左側の方にイベント広場というふうな丸印がございます。ただ、さくらまつりの期間だけに限って、そこを利用して、固定の建物ではなくてテント等で営業するというふうなことで合意をさせていただきます。その業者につきましては、今後そのような取り扱いをさせていただくというふうなことで合意をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（我妻弘国君） 再質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） この周辺でいくと、例えば村田の物産館、インターチェンジの近く、それから、丸森の齋理屋敷等があって、町民の中にも、舘山にこういうものをつくって平日とか、1年間どうやったらお客さんを呼べるのかと。1年中花が咲いているとか、何か珍しい物を売っているとか、よほど奥さん方があそこの何がおいしいとか、コーヒーがおいしいとかでもいいですけども、柴田町として、今言った、これまでの認識としてはどうしても春の桜、秋の菊が船岡の城址公園に行くと、仙台の方とかほかの方は思っている部分が強いと思うんですよね。それを年中、例えば平日なども来てもらうという意味で、特にそういった周辺のライバル等を見て、この点を強調したいとか、どういうことをそれは考えているか。

そういったことでお客さんを呼ぶとして、この交流館、観光物産協会に指定管理者という形で運営をお願いするような形だとは思うんですけども、採算性というのをどのように見ているのでしょうか。何か県の物産協会が、県が東京につくった建物の採算の方まで任されたために赤字になって、もう新聞なんかにはやりくりが大変だなんていうことがありましたけれども、柴田町の場合、この交流館については指定管理、建物はもちろん町がつくるし、お金に関することは町が言うなれば面倒を見ると。観光物産協会には、影響を与えないというその辺はどうなのかをお聞きしたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 1年間を通して、これからどういうふうな工程でメニューを考えているのか、というふうな第1点目はお尋ねかと存じます。

今現在は、先ほど産直ということもお話し申し上げましたけれども、そのほかに当方の中では、例えばお菓子あるいは和洋菓子、そういったものの開発ができないかというふうなことも、今検討してございます。これは和洋菓子をつくるのが好きな人とか、そういった方々を、それから地元の食材をやはり安全なものを使って確保するとか、そういったものを題材にしながら、一般の家庭の方の講座をしたいというふうに考えてございます。あと、12月まで繰り返ししながら開発したい。その中で柴田町の特産でありますゆず、それから、今回お認めいただきました城址公園の中には梅林があるところがございます。そういった館山で採れたものも題材にしながら、どういうふうな和洋菓子ができるかというふうなことで、今後講座を開いて、一般家庭の方々が考えたものを一般家庭の中でまず普及させるという活動をしなが、やはり特産品に結びつけたいというふうな考え方で持っております。

それから、どういうふうな特徴かということなんですけれども、確かに今の状況を見ますと、春にはさくらまつりがありまして、お客さんは大勢見えますし、柴田町は桜の名所として認知されているというふうに考えてございます。それから、秋の菊と。その間の部分をどうつないでいくのかというふうなことで、先ほど申し上げましたけれども、今現在いろんなアイデアをいただいたり、いろいろ参加していただく、それからフリーマーケットの方々なんかに今呼びかけをしながら、年間スケジュールをつくっていきたいというふうに考えてございました。

それから、採算性でございますけれども、先ほど年間観光協会の中でおおむね250日から300日ぐらいの間で売店を開いておったというふうなことでございますけれども、実は売上げは多くは望めていなかったのが実情です。そういったときに、じゃあどういうふうにしてお客さんと呼んで、このどういうふうな特徴を持たせていくのかということで、まず私らの方は野菜、それから花卉、そういったものをメインにしながら、そこを取り巻くイベントを組みながら、それで進めていきたいというふうな考え方をしております。したがって、多くの収益を上げる建物、交流館は多くの収益を上げて維持していくということにはなかなか難しいというふうに認識しておりますけれども、館山を愛しながら地元の方々が多く上りながらそれを広めていきたいということで、すぐに収益性、採算性はプラスになるのかと言われると、なかなか今の段階で難しいと思っておりますけれども、極力多くの方々に足を運んでいただきながら進めたいというふうに思っております。そのような考え方でお願いしたいと

いうふうに考えています。

それから、指定管理料の関係になるかと思えますけれども、今の考え方からしていきますと、先ほど営業方針というお尋ねがございました。今後やはりどの経費がどの程度かかっていくかというふうなことで、私らの方も荒積算はあるんですけれども、もうちょっと詰めながら、年間の収支を考えながら、指定管理等々でお願いするとなれば、そういったものも含めながら協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。

○12番（舟山 彰君） 最後にお聞きしますけれども、1年中お客さんに来ていただくということになると、私は草刈りとかのそっちの方の維持というのも、大変というよりお金をかけるべきじゃないかなと思うんですけれども、ことしのように極端な暑さというのはないとは思いますが、こまめに草刈りをする、また逆に、花とか木に水をやるというようなこともあれで、町としては例えば来年以降、春のさくらまつりから今度は1年中花を見てもらいましょうとなると、それなりの予算というのを見込んでいるのでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 確かにお客さんを迎えるときには、草がいっぱい生い茂っていったところというふうなことでは、なかなか幾ら環境と言っても、なかなかご理解いただけないと思います。今現在は、国の緊急雇用等々がございまして、いろいろ整備をさせていただいてございます。実は、当然町の予算も伴ってくるんですけれども、緊急雇用制度が23年度までというふうなことがございます。できますれば、当然その中で整備、草刈りとはまた違って、植栽の場所なり植栽を植えるなり、あるいは、先ほど木に水をやるという話もありましたけれども、それらを含めながら下地をつくっていききたいというふうに思います。

それから、それが終わりますれば、当然草刈りというものが必要経費になるというふうなことで、今後23年度以降につきましては、また考えて検討していきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありませんか。13番佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） まず第1点は、やはり一、二年は珍しいからみんな来るのかなと。その後、存続させるためにいろいろ苦労しなきゃならないと思うし、私は上じゃなくて下もいいんじゃないかなという考え方をしたこともあったんですが、その中で町長が言った約1億の観光物産館だと、そういうふうな言い方をしているんですが、それはやはり景観も含めてなんですよ。そうすると、すっぱりみんなから見て、食べ物食べる場所から町を見な

がらという状況にするのには、最終的にいつごろになるのか。それに伴って、向かい側にある青少年ホーム、あれはそのままなのか、どうなのか。やはり柴田町の館山城址公園のシンボルだというふうな建物を建てるとすれば、当然片っ方が丸っきり廃屋でいつまでも置いておくというのはいかがなものかというふうに思うので、その辺はやはりいつごろまでにきちんとするものかどうか、お伺いいたします。

それから、あと、売店自体が地場産品だけで本当に埋める努力があるのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 観光物産交流館に伴う、先ほども議会で補正予算の議決を賜りました。現在の現計予算で申し上げますと、解体等々、新築まで含めまして、現計予算が9,200万になってございます。それで、森林過疎化等の補助事業として5,000万、それから起債として2,770万ということで、今のところ一般財源については2,430万というふうなことでございます。その経費をもちまして進めていきたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 地場産品だけで大丈夫なのか。農政課長。

○農政課長併農業委員会事務局長（加藤嘉昭君） 地場産品で賄えるかということで、農政サイドでご答弁申し上げます。

先ほど商工観光課長が言いましたように、通年通してお客さんを呼び込むということで、産直の関係でも野菜なり当然通年行うということで、今農政サイドで農家と協議しているところでございます。メイン的には、花の町ブランド化ということで、柴田町、花卉と鉢物組合があるわけですけれども、野菜だけではなかなか特徴が出ないということで、通年を通して花卉類と鉢物を展示即売するようなスペースと、それから軟弱野菜等をメインにした、どこにでもあるような産直スペースということで考えております。

今月、今現在産直をやっている方々、野菜栽培している方々を集めまして、説明会を開催しております。40名ほど集まっていたんですけども、ただやはり年間通して毎日出荷できるかどうかというのはまだ疑問な点がありまして、今後何回か協議をしまして、最終的には、観光物産交流館の売店の利用組合をつくりまして運営していきたいというふうに考えております。まだはっきりとはしていないんですけども、もし月曜日に休みであれば、月曜日以外の火曜日から日曜日まで毎日産直をやるのか。あるいは、金土日、3日間ぐらいに限定してやるかということ、生産者と協議しながら詰めていきたいというふうに思っているところでございます。

いずれにしても、生産者の方も果たして買いに来てくれるかという心配を非常に持っております。毎日お客さんが来てくれるかどうかということで心配しております、卵が先か鶏が先かという話で、何とか町としては、桜とか菊以外にも毎日お客さんが来るためには協力をしてくださいということで、野菜をつくっている方、それから花卉組合、それから鉢物組合ということで、今連携しながら来年4月に向けて進めていきたいということで進めているところでございます。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 青少年ホームの撤去、景観の問題がありました。二つほど今問題を抱えています。

一つは、使用が8月末で終わって、9月から本当に停止かけているんですが、リフォームが完全にできない建物ではないということから、公共的な使い方、もしくは民間でのそれなりの公のサービスにかかわるようなサービスで使う方が出ないのかということ、もう少し検証させていただきたい。

もう一点は、実はあの建物を壊すためには恐らく経費として1,000万から1,500万ぐらいかかるかなと思うんですけども、その後ろの景観もあるんです。後ろは、行っていただくとわかるんですが、まだ資材倉庫とか、決して美しい景観ではないので、都市公園の整備と一緒にやってやらないと、今の景色よりもっと悲惨なものになるということもあります。ですから、それは都市公園の整備、今から花咲山構想も含めて進んでいきますが、その中で考えていきたいと思えます。もちろん使わなくなれば撤去が原則ですので、期間としては4年内外の間で、撤去については考えていきたいというふうに思っています。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。なし。ほかに質疑ありませんか。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） この資料のNo.1ですね。写真のような絵が入ったやつがありますけれども、これを見ますと、建物の後ろは桜の木がずっと並んでおります。あと、こっちの平面図を見ると、展望デッキというのがありまして、この展望デッキからの眺めというのがどんなだろうと。景観いいよというさっきの説明だったんですけども、この写真を見ると桜の木がずっと並んでいますから、どんなふうに見えるのかなという思いがありますので、その辺の説明をちょっとよろしく願いいたします。

それと、あと建物の内部に事務室というのがあります。観光物産協会は事務所は太陽の村に置いてありますから、こちらは常時ここに事務所があるというものではないだろうという

ふうに思うんですが、するといつどんな人がこの事務所を事務所として使うのかなというふうに思いますので、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） 2点。商工観光課長。

○商工観光課長（菅野敏明君） 1点目でございますけれども、資料1はあくまでもパーツでございます。裏側にこんなに桜あるのかといいますと、現実的にはございません。あくまでもイメージのパーツというふうなことでご理解を賜りたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それから、平面図の事務室でございますけれども、当然売店なりで集約をすれば、その中で事務室で整理もしなきゃなりません。そういったときに、当然1日あれば休憩も取ったり、あと売店の方も巡視をしたりというふうなことになるれば、当然事務室が必要だというふうなことで、実は設けさせていただきました。ワーキングの中でも、事務室は一番当初はもっと広がったんですけれども、ロッカーが入るとかというふうなこともあったんですけれども、ワーキングの中でもそんな大きな事務室は要らないというふうなことで、実は縮小させてもらった経緯がございます。総体的な書類を置いたり、そういった関係でやはり事務室は必要だということになりましたんですが、縮小させているというふうなことでご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号平成22年度(仮称)柴田町観光物産交流館新築工事(建築工事)請負契約についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第16号 柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する
条例

日程第 11 議案第 17 号 柴田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（我妻弘国君） 日程第10、議案第16号柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第17号柴田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の2カ件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第16号柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例及び議案第17号柴田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

先日は、本会議において、議案第6号平成21年度船岡中学校校舎耐震補強等工事の請負変更契約について、承認の議決を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、今回議決前の工事着工につきましては、いかなる理由があろうと行ってはいけないことであり、議会にご迷惑をおかけしましたこと大変申しわけなく思っております。まことに申しわけありませんでした。

今後は、議員各位からいただいたご指摘やご意見を重く受けとめ、今後の職務を遂行する上で、私を初め職員が一丸となって、再びこのような事態が発生しないようチェック体制の再構築と組織内のホウ・レン・ソウの徹底を図っていく所存でございます。今回の件につきましては、改めて管理監督等の立場にある者としての責任を痛感し、町長及び教育長の給料を減額するものでございます。

その内容ですが、町長の給料月額を10%3カ月、教育長の給料月額については5%3カ月、それぞれ減額するものであります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（我妻弘国君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（村上正広君） 補足説明というよりも、追加議案書3ページになりますが、そちらの方をお願いしたいと思います。

議案第16号でございます。柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。22年9月14日提出の町長名でございます。

内容でございますが、改正後をごらんいただきたいと思います。

附則の方に11項を設けまして、町長の受ける給料は、平成22年10月分から、来月です、10月分から同年12月分までに係るものに限り、第2条の規定にかかわらず、この第2条の規定というのは通常の給与でございますが、別表第1、別表の方にあらわしてあるものでございませぬ、町長の項に掲げる月額から当該月額に100分の10を乗じて得た額を減じて支給するというふうになってございます。

附則で、この条例は平成22年10月1日から施行するということになります。
続きまして、5ページになります。

教育長の分でございます。柴田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するということでございます。

町長と同じように、附則で第7項を設けまして、教育長の受ける給料は、平成22年10月分から同年12月分までに係るものに限り、第2条の規定にかかわらず、同条に掲げる月額から当該月額に100分の5を乗じて得た額を減じて支給すると。

附則でございますが、この条例は平成22年10月1日から施行するというものでございます。
以上でございます。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑は一括といたします。

なお、質疑に当たっては、議案名を示して行ってください。質疑ありませんか。7番広沢真君。

○7番（広沢 真君） 前回の工事請負契約の追加について、私はそのときに反対討論をして、今回の案件の大本になった部分について意見を述べさせていただきましたが、今回の部分について処分という形で議案が出てきましたが、むしろ処分というよりも、なぜ起こったのかという検証と、それから今後どうするかという部分についてもっと具体的に示していくことが、むしろ処分よりも重要だと私は考えます。それが明らかになるのであれば、むしろ処分よりも、例えば今後の方向性が示されることの方が重要だと思っていますので、現時点でどのように考えておられるのか、そこについてお答えいただきたいと思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） それでは、改めまして私の方からこれまでの関係についてお話をさせていただきます。

まず、一番のきっかけは、3月議会におきまして事業を提案させていただいて契約案件を出させていただいた際に、今回の船岡中学校の体育館は、失礼、校舎は耐震補強ということ

で進めたわけですが、実は耐震補強だけではなくて、ほかの方にも一緒にやるべきではないかというような議会でのご発言もありましたので、私がおのの可能性につきまして、あくまでも国の補助金でございますので、補助金の適正性につきまして確認する必要があったというのが事実関係としてございました。補助金はあくまでも耐震工事にかかわるものということだったものですから、例えばブレスを入れるところだけとか、トイレも最小限度ということになったわけですね。

ところが、船岡中学校の校舎につきましては、将来建てかえるということだったものですから、担当者の方では必要最小限度の工事にとどめるという考え方があったようでございます。ですけれども、議会の申し出もあつたし、私も、船岡中学校よりも槻木中学校の新築を優先させていただきましたので、今回必要な箇所につきましては補助金の適正性の中で実施をなさいという、こういう指示を出したわけですね。ですから、担当者につきましては補助金の適切性について国との確認の時間が必要だったというのが背景にございます。

それで、原因としましては、まず職員なんです、事業変更によりまして、本来の工事の関係プラス県との調整、それから工事業者との調整、学校との調整、これが新たに加わつたと、忙殺されたということと、私自身が今判断をしているところです。その前に、この検証につきましては検討委員会に諮っておりませんので、今私が町長として考えている原因ということをご理解いただきたいと思います。それは職員につきましては、新たな事業が加わることによって、補助金の関係の県との調整、それから工事業者との調整、学校との調整に忙殺されることが加わつたということが一つあると思います。

それから、2番目は、夏休み、子供たちがいない間に教室をきれいにしなきゃならないということでございました。夏休み以降になりますと、新たな教室を確保しなければなりませんので、どうしても夏休み期間中に実施という時間的制約があつたと思います。

それから、三つ目は、今回の猛暑におきまして工事のおくれが懸念されていたということがあつたのではないかなと、私自身思っております。ですから、職員につきましては一生懸命頑張っていたというふうに、私は思っております。

2番目なんです、今度はそれを監督する監督者ですね。これにつきましては、やはり教育総務課と都市建設課の間に連絡が不十分だったというふうに私は感じております。教育総務課の方は補助金関係ですね。実際工事をするのは都市建設課ということでございました。それぞれに専門監も置いておりましたので、もう少し監督者同士の調整が必要ではなかつたかなというふうに原因を考えております。

もう一つは、組織内での上司と部下のホウ・レン・ソウの不徹底。もう少し、担当者は忙しいものですから、それにつきまして上司が余裕を持って指示ができていればよかったのかなというふうに思っております。また、組織としては、管理監督者による進行管理の不徹底、今どういう状況になっているかというのは、やはり管理監督者として把握する必要があったのではないかなというふうに思っております。これが監督者まで。

そして、今度は柴田町全体、私を含めまして全体ですね。実は久しぶりに大型の工事で、しかも課をまたぐ工事でございましたので、町全体に総合的なチェック体制が不備であったと。これは反省いたしております。それから、町長は入札に関われないということで、私もホウ・レン・ソウの仕組み、私に上がるホウ・レン・ソウの仕組みが、副町長に権限を委譲していたことにちょっと甘んじて、私自身のチェックというのが不備だったのかなというふうに反省をしております。

問題は、組織としてはやはり適正な人員配置、これができていなかったということでございます。ですから、今回の場合は、船岡中学校の耐震工事、船岡中学校の体育館新築工事、槻木中学校の基本構想、それからきょう議決をいただきました観光物産交流館、すべて都市建設課の職員、一部の担当者、建築関係にしわ寄せが来ていたということがありますので、これは組織として人員配置を考えなければならないというふうに思っております。

こういった原因を踏まえまして、やはりこれからは町長含めまして総合的なチェック体制を、関係課だけではなくて財政課、それから総務課も交えたチェック体制をつくる必要があるということで、今総務課長を中心に、その組織体制をどうするかというのが今検討しているところでございます。さらに、組織体制での権限を委譲してしまいますと私に情報が上がってきませんので、庁議という席でこれからは、月に1回ございますが、庁議の席で必ず大型の公共事業については進行管理を提出するというふうにさせていただきたいなというふうに思っております。今でも町長へのメッセージというものにつきましては毎月庁議に出しておりますので、目に見える形でこういう大型の公共事業、議会案件につきましては、必ずその進捗状況を庁議の席で出させていただいて情報を共有すると。そうすれば、いろんな部署を回ってきた経験者が不備な点について、議会に対して不備がないようなアドバイスが全員でできるのではないかなというふうに今考えているところでございます。

ですから、改めて対策としましては、総合的なチェック体制の仕組みをつくるということ、それから月に1回の庁議の席に必ず報告するという仕組みを導入するというふうなのを、今町長個人として考えておりまして、あとは組織のいろんな考え方がございますので、

改めてこの経緯につきましては庁内で検討会議を開きたいと。きょう議会が終わりましたら、早速その会議を持つようになっております。

以上でございます。何か詳細であれば、またお答えしたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（広沢 真君） 人的な配置の問題は以前から、私個人だけではなく、産業建設常任委員会でも指摘した内容ですので、改善されるということがあるのであれば、ぜひしていただきたいというふうに思いますし、そこも大きな要因だと思っておりますが、もう一つ、私、町長のご答弁の中で余り触れられていないんですが、先ごろの議決案件となりました追加工事の契約額について、反対討論でも指摘しましたが、要するに最初の入札が意味がなくなるくらい多額の追加工事の金額が出されております。ここについて、常態でこういう状態があるんだったら何か不正があるということを疑いますが、ふだんからそういうわけではなく、今回突然出されてきたこともありますので、その部分についてやはり検証が必要なのではないかなというふうに思っています。

その原因として私が考えているのは、やはり国の有利な補助金、交付金を使うということで、まず最初に限度額で手を挙げておいて、後から工事の中身を積み上げていくというようなそういう方策がとられていて、そして結果的には、まだ限度額との間に予算がまだ余っているからもっと出さなくちゃならないということで出されてきたのが、今回の4割を超えるような追加工事の契約の中身になってしまったんじゃないかというふうに思っているんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） それはちょっと私の考えと違うなど。要するに、担当者は、船岡中学校は将来すぐに建てかえるということだったので、余り建てかえるところに無駄な税金は使わない方がいいという思い込みが実はあったわけですね。ですから、町長は、今回は槻木中学校の新築を先にするということだったので、船岡中学校の校舎につきましては国の申請したとおり、すべて10年もつようにという頭でいたわけですね。それが教育委員会を通じて教育委員会の方に徹底していなかったと。ここに問題があったと。ですから、初めから町長は、今回の船岡中学校の耐震化につきましては職員がいろいろ情報を集めて前倒しでできた事業でございますので、私としては船岡中学校をもたせると。全額使って、できる補修についてはすべてというふうにと思っていたところに、担当者とちょっと齟齬があったと。その指揮が、教育委員会というのを通じましたので、徹底しなかったと。そこに原因があるとい

うことで、初めからアバウトな数字を積み上げて国に申請したわけではございません。

それから、アバウトな申請につきましては、県・国の方できちんとチェックをしますので、これはそういうことはありません。ですから、本来の姿で今工事が進められるというご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問、どうぞ。

○7番（広沢 真君） そこで、やはり説明求めたいのは、町当局としてもこれまでの常識を越える追加工事の額を出して、3割だったらこれまでのあるけれども、3割を超えるというのはなかなかないということを財政課長のご答弁でも前回いただいたんですが、だとすれば、その矛盾がわかっていながら出さざるを得なかった事情というのがきちんと説明されないと、やはり町長の説明だけでは不足というふうに感じるんですが、そこをやはり明らかにしていただいて、あのような数字がこれからも出されてくるようであれば、それこそ前にも指摘しましたけれども、不正の温床になりかねないというふうに思いますので、そこをはっきりさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（我妻弘国君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（水戸敏見君） 今の契約事案、指名事案にかかわることです。前にもお答えしておりますが、好ましくない事態だということについては指名委員会、私、副町長を筆頭にする委員会なんです、認識しております。ただ今回は、前にお話ししましたが、変更契約を否決まではできない、しなくてもいい事案だというふうなぎりぎりの判断はしております。ただ、これは指名委員会の肝に銘じたことですが、これは二度と繰り返してはならないようなケースであるというふうな認識はしております。もう少し明確な形でもって判断できなければいけないことだというふうに考えております。

○議長（我妻弘国君） ほかに質疑ありますか。13番佐藤輝雄君。

○13番（佐藤輝雄君） 町長が最初に話したように、いかなる理由があろうとも、とにかくやっってはならないことをやったということなんです、ジャスコの件ときもそのように私は受けとめたんです、本当は。ただ、今役場自体で考えていて、納税者の立場というやつがちよっとないのではないのかなという感じがしています。（「済みません。聞こえません」の声あり）決まっていることは決まったようにやるというのが、これ原則だと思うんですよ。それが、現実的にジャスコの場合にもやられてなかったということをお願いしたいわけです。ですから、やはりみずからを全体の責任者として、みずからを律するという立場からすれば、やはりこの処分は、議会軽視も含めて、町長自身の、16号議案の方だけですが、町長自体が責任

をとるという立場で、もうちょっと処分自体も強くしなければならぬのではないかというふうな気がします。その辺でお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君）　ちょっとジャスコの件と……

○13番（佐藤輝雄君）　つまり決まっていることをきちんとやっていないという立場からすれば……済みません。ジャスコではなくて、サンコアの駐車場の件ね。ごめんなさい。

○議長（我妻弘国君）　ルール遵守ですね。それでは、答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君）　ジャスコの駐車場の件につきましては、この議会で……（「サンコアですね」の声あり）サンコア。サンコアの駐車場の件につきましては、この議会でご説明してご理解をいただいたというふうに思っております。ですから、その案件と今回の案件は、私は別に考えるべきだというふうに思っております。

今回の案件につきましては、あつてはならないことだったんですが、議会の契約案件の承認申請を、議会の議案案件というふうにかけたにもかかわらず、事前に着工してしまったということでございますので、これにつきましては、やはりその結果が町民に対して大変問題になっている。それから、工事業者に対しても大変迷惑になっていると。町民からそういう道義的な責任というものはとれているというふうに思っております。

そういった意味では、今回はそういう道義的な責任をこのような形でお示しさせていただいて、今後こういうことのないようにきちんと組織を運営していくのが、本当の意味での私の責任の取り方であり、議会に対する反省の意になるのではないかなというふうに思っております。そのためにも、組織の運営につきましてきちんと仕組みを整えるために、こういう人員配置もそうでございますし、職員一人一人の法令遵守ということも、改めてこの議会が終わりましたら徹底していくと。それが本来の意味での責任の取り方ではないかなというふうに今のところ考えております。

○議長（我妻弘国君）　再質問ありますか。どうぞ。

○13番（佐藤輝雄君）　全体の責任をとるという立場からすれば、今度の処分は、町長自身の処分自体が甘いのではないかというふうなことについてお伺いいたします。

○議長（我妻弘国君）　答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君）　これは議会に対して甘いかというのは、最終的には町民がどう判断していただけるかということでございます。誠心誠意、私は町民のために今後起こらないようにしていくのが、私の本来の意味での責任であると、そういう町民に訴えかけさせていただきたいというふうに思いますし、議会に対しましても、二度とこういう事務的なミスを犯

さないような体制をしっかりとつくり上げていくということが大切ではないかなと思っております。

○議長（我妻弘国君） 再々質問。（「なし」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。12番舟山 彰君。

○12番（舟山 彰君） 12番舟山 彰です。

議案15号、それから16号、二つの議案について、私は反対の立場から討論をいたします。

16号と17号ですね。失礼しました。16号と17号、二つの議案について反対の立場から討論をいたします。

私は、町長、それから教育長に対して処分を下すこと自体に反対ではございません。町長に対して10%3カ月という提案がされておりますが、私はこの処分が軽すぎると思い、反対いたします。

今回の重大性、責任の重さから、30%6カ月ぐらいの重さの処分があってもいいと私は思っております。それは町長も述べておりますが、議会の承認を得る前に工事を行ったという手続上の重大な法律違反があったこと、それから、再三広沢議員が指摘するように、変更金額が大きかったことなど、やはり私は町長などが考えている以上にこのことは重大であり、処分をもっと重くすべきだと思います。そして、町長が、前例を調べてそれにならって処分を検討するというふうに先日答弁しておりました。その結果、10%3カ月という議案が提案されたんだと思いますが、私は今回の件は前例等に比較する、並べるというようなものではなく、もっと私は重大だと思います。先ほど町長が最後の方に、町民、それから我々議員に対してこのくらいの処分をお願いしたいというふうに言いましたが、私は、町長は責任の重さというものを認識不足であると思います。ですから、処分をもっと重くすべきだと、そういう意味で今回のこの議案、特に16号の方の10%3カ月というものに反対いたします。

続いて、今回は町長初め役場全体の管理体制が問われていると思います。そのことは、先ほど町長がこれまでの途中経過、再発防止策について述べましたけれども、結果としては、町長の変更指示から夏休み工事を行うまでに時間がなかったわけではないと思うんです。その間、担当課、関係課、それから8月31日に退任した副町長まで、いわゆる町長を囲む人たちが、これは専決処分できない案件であり、急いで臨時議会を開いて議会の承認が必要だと

いう助言というんでしょうか、今回で言うなら忠告ですね、それを町長に行ったんでしょうか。

。そして、再発防止策について町長の考え、それから検討委員会をすぐに設けるとありましたが、私は確実な再発防止策を重視するためにも、やはり町長にここで深く反省してもらい、新たな決意のもと再発防止策を実行してもらうためにも、処分を重くしてもらいたいと思います。

以上の2点から、私は処分をもっと重くするという事でこの議案に反対しますし、ここで最後にご理解いただきたいのは、何も議会が軽視されたからというような観点で、町長に対して処分を重くしろというふうに言っているのではございません。先ほどから申し上げた手続上の問題、それから再発防止策に対する熱意とそういったものから、申しわけないけど町長にはもっと深く処分をしてもらいたい。そういうことで私は反対するという事でございます。

そして、同僚議員の皆様には、私が申し上げたこの趣旨をよく理解いただいて、採決していただきたいと思います。

以上です。

○議長（我妻弘国君） 暫時休憩。

次に、原案賛成の方の発言を許します。3番佐久間光洋君。

○3番（佐久間光洋君） 3番佐久間光洋です。

ただいま議案となっております議案第16号柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例、議案第17号柴田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論いたします。

本議案が提出されるもととなりました平成21年度船岡中学校耐震補強工事について、議会の議決を必要とする案件にもかかわらず、その手続を怠ったことは重大な過失であります。また、議会との関係を損ねる行為として見逃すことはできません。この点について厳しく責任を追究されるのは当然のことと受けとめております。今回、その責任の取り方として、町長の給料の一部カットを求める条例改正として提出されましたが、その後の聞き取りや説明で、町に対して損害を与えたものではなかったこと、一連の行為の中に悪意が感じられなかったこと、関係者が十分反省していることなどを確認しております。

また一方で、このような事態が今後発生しないか、再発しないかを懸念いたしますが、残念ながら、現在のシステムでは再発しない保証はないと言わざるを得ません。結局、担当するすべての者が十分な監視機能を果たさなければ起こりうる構造になっていると思います。今回の処分を重く受けとめ、同時に再発防止の方策を確立することを要望いたしまして、本議案に賛成の意を表明いたします。

同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号柴田町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第1号 柴田町議会会議規則の一部を改正する規則

○議長（我妻弘国君） 日程第12、議案第1号柴田町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。11番大坂三男君の登壇を許します。

〔11番大坂三男君 登壇〕

○11番（大坂三男君） 11番大坂三男です。

ただいま議題となっております議発第1号柴田町議会会議規則の一部を改正する規則についての提案理由を申し上げます。

現在の本会議は、一般質問通告者の増加や、議案審議においてたびたび会議規則で定められている会議時間を超え、その都度、終了時刻の延長措置がとられているのが現状であります。その都度ごとに議会の議決によって会議時間を延長することは可能ではありますが、会議規則で定める範疇の中で会議時間を確保することが必要であると考えます。

これらの理由により、会議時間の開始時間を、これまでの午前10時から午前9時30分に早めることにより、会議時間を30分長く確保することとした規則の改正を提案するものであり、平成22年12月に招集される定例会から適用するものです。

以上、同僚議員のご賛同をお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより議発第1号柴田町議会会議規則の一部を改正する規則の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 意見書案第1号 保育制度改革に関する意見書

○議長（我妻弘国君） 日程第13、意見書案第1号保育制度改革に関する意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。15番加藤克明君の登壇を許します。

〔15番加藤克明君 登壇〕

○15番（加藤克明君） 15番加藤克明であります。

ただいま議題となっております意見書案第1号保育制度改革に関する意見書について、議

案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

保育制度改革に関する意見書（案）

今、国民生活を取り巻く状況が大きく変化する中で、安心して子育てができる環境の整備が求められております。

なかでも、子供を預けて働きたいという要望がこれまでもなく高まっているが、現実に入れる保育所の数が足りないという状況が各地で生まれております。

また、待機児童が少ない自治体においても、未満児保育の需要は依然として高く、現在の保育所だけでは対応できない状況になっております。

こうした要望にこたえるために、公立保育所の整備拡充が求められているが、公立保育所に対する補助金制度が廃止され一般財源化となったことにより、自治体の財政負担が大きいことから事実上困難となっております。

現在、民間保育所の整備に対しては「安心子ども基金」があるが、基金の活用は平成22年度までであります。

どの地域においても安心して子供が育てられるよう、国が公立保育所建設の目標と計画を明確に打ち出し、予算を組むことが求められております。

そのためにも、国において児童福祉法に基づく現行保育制度を堅持し、拡充を図るために、下記事項について実行できよう強く要望するものであります。

記。

- 1 児童福祉法第24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充すること。
- 2 保育所の最低基準を堅持すること。
- 3 国は、市町村が責任を持って待機児童解消に向けて取り組みができるよう、必要な支援と財政措置を行うこと。
- 4 民間保育所運営費の一般財源化は行わないこと。
- 5 保育に格差が生じる直接契約・直接補助方式を基本とした保育制度改革は行わないこと。
- 6 子育てにかかわる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立が図られるよう、社会的環境整備を進めること。
- 7 保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年9月16日。

宮城県柴田町議会。

提出先。

内閣総理大臣。財務大臣。厚生労働大臣。総務大臣。衆議院議長。参議院議長殿。

以上、同僚議員の皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（我妻弘国君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 討論なしと認めます。

これより意見書案第1号保育制度改革に関する意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（我妻弘国君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第14 陳情第1号 現行保育制度を堅持し、拡充を求める意見書の提出を求める陳情

○議長（我妻弘国君） 日程第14、陳情に入ります。

今期定例会において本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。議会運営委員会の協議により、報告のみの取り扱いといたします。

なお、要望等についてもお手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（我妻弘国君） 日程第15、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてお諮りいたします。

総務、文教厚生、産業建設の各常任委員会委員長から、今期定例会後の所管事務調査の活

動願いが出ておりますので、5日以内において承認いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（我妻弘国君） 異議なしと認めます。よって調査活動は5日以内で承認することに決しました。

ただいま教育長から発言の申し出がありますので、これを許します。教育長。

○教育長（阿部次男君） 船岡中学校校舎工事の請負変更契約につきまして、議会の議決前の着工となりましたことに、教育長としておわびを申し上げる機会がこれまでございませんでしたので、ここでおわびをさせていただきたいと思っております。

教育委員会からすべての事務の委任を受けて監督する立場にありながら、今回このような事態になりましたこと、大変申しわけなく、教育長として深く反省し、おわびを申し上げたいと思っております。本当に申しわけありませんでした。

教育長責任につきましては、先ほどの議案第17号、町長提案理由のとおりでございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。大変申しわけありませんでした。

○議長（我妻弘国君） これで本定例会の会議に付された事件は全部終了いたしました。

これで会議を閉じますが、閉会前に町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平成22年柴田町議会第3回定例会の閉会に当たりまして、御礼のごあいさつをさせていただきます。

今回の定例会に付しました議案は、追加議案3件を含み、報告4件、議案17件、認定7件、合計28件でありました。特に、船岡中学校校舎耐震補強等工事の請負変更契約において、不手際により結果として追認の議決を賜りましたこと、改めて御礼申し上げます。

私は常に緊張感を持って仕事をしているつもりであり、法令遵守を遵守するとともに、職員の指導には殊のほか意を用いてきたつもりでありましたが、極めて十分性を欠き不徹底であったこと、改めて反省をいたしております。

さて、今回の定例会では平成21年度各種会計の決算議会でもあり、21年度は、健康づくり、子育て支援、ごみ減量作戦、文教のまちづくり、協働のまちづくり、災害対策の六つの重点プロジェクトについて精力的に取り組みました。特に、21年度は財政再建による取り組みの結果

として、将来への財政再建への道筋が立ったことや国の経済危機対策による臨時交付金事業などを積極的に活用し、前倒しによる待機事業への着手や新たな事業への取り組みを図ることができました。多くの住民の要望にこたえながらも、将来の投資に備え、10億円を超える基金を確保できたことや財政健全化判断指標においても実質公債費比率14.7となり、前年比で1.5%のマイナス、全県下で9位に落ちました。将来負担比率83.4となり、前年比8.4マイナス、宮城県では19位というふうになりました。財政規律を守りながらの住民へのサービスの充実は、今後とも可能であると考えております。

また、さらには、柴田町住民自治によるまちづくり基本条例の制定により、今後は具体的な協働のまちづくりを指導させてまいります。

また、本議会において指摘されました「花のまち柴田」のブランド化に伴う回遊ルートの実現性や高齢者や子供が安心して暮らせるまちづくりへの支援や、町内小中学校における特色ある活動への支援など、早急に着手できるよう今後努力してまいります。

さらには、今回のような不手際が再び起きないように、コンプライアンス、法令遵守に意を用い、そしてまた、公務員としての倫理性が確立されるように決意を持って進んでまいりたいと思います。

最後になりますが、各案件についてご理解を賜りましたこと、重ねて御礼を申し上げます。第3回定例会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（我妻弘国君） 以上をもって平成22年柴田町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時53分 閉会

上記会議の経過は、事務局長松崎 守が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年9月16日

議 長

署名議員

署名議員